

カードローン・ローンカード規定

(ポケットローン・ローンカード規定、カードローン・ローンカード規定を統合)

2025 年 1 月 1 日現在

1. カードの利用

カードローン契約にもとづいて発行したローンカード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して当座貸越口座に随時返済をする場合（以下この扱いを「返済」といいます。）
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して当座貸越口座から借入れをする場合（以下この扱いを「出金」といいます。）。ただし、法人名義のカードは、当行の支払機以外は利用できません
- (3) 当行および提携先のうち当行が支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を当座貸越口座からの振替により出金し、振込の依頼をする場合（振込の依頼は、振込機が案内表示する金融機関およびその本支店に限ります。）。ただし、法人名義のカードは、当行の振込機以外は利用できません
- (4) その他当行所定の取引をする場合

2. 預金機による返済

- (1) 預金機を使用して当座貸越口座に返済をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣に限ります。また、1 回あたりの返済は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. 支払機による出金

- (1) 支払機を使用して出金をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当行所定の請求書（以下「支払請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による出金は、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの出金は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりおよび 1 か月あたりの出金は、当行所定の金額または当行の定める範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して出金をする場合に、出金金額と第 5 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額をこえるときは、その出金はできません。

4. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を当座貸越口座からの振替により出金し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における当座貸越口座の出金については、支払請求書の提出は必要ありません。
- (2) 1 回あたりの振込は、当行またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりおよび 1 か月あたりの振込は、当行所定の金額または当行の定める範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。

5. 自動機利用手数料等

- (1) 預金機、支払機または振込機を使用して返済、出金をする場合には、当行および提携先所定の預金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、返済、出金時に、支払請求書なしで、その返済、出金をした当座貸越口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の出金時に、支払請求書なしで、その出金をした当座貸越口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

6. 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより返済をすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより出金をすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による出金をする場合には、当行所定の支払請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ出金を行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

8. 偽造カードによる出金等

偽造または変造カードによる出金について、消費者向けカードローンのカードの場合は、本人の故意による場合または当該出金について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

9. 盗難カードによる出金等

- (1) 消費者向けカードローンのカードの場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カード等を用いて行われた不正な預金出金が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

10. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届け出てください。

11. カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

12. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機、カード振込提携先の振込機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。

13. 解約、カードの利用停止等

- (1) カードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当該カードのカードローン規定（またはカードローン契約書）により、当座貸越口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ①第14条に定める規定に違反した場合
 - ②当座貸越口座に関し、最終の返済または出金から当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

14. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. 通知等

届出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

16. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当該カードのカードローン規定（またはカードローン契約書）および振込規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を利用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

以 上